

◎新潟県告示第636号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字網代浜の一部	平成30年5月22日から平成31年3月31日まで